

諮問日：令和2年12月21日（令和2年度（情）諮問第19号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（情）答申第3号）

件名：東京家庭裁判所における特定日付の司法行政文書開示申出に対するプロセスを明らかにする文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が令和2年7月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号として、非開示になっている。しかし、同号ただし書ロ又はハに当たるから、開示されないといけない。申出人が求めているのは、申出人らの証言、関連証拠が正しいか、書記官2名の証言が正しいかの判断に利用しようとするものである。そうすると、法5条1号ただし書ロにあるように、申出人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報である。なぜならば、申出人は、濡れ衣を着せられ、びくびくしている立場にある可能性が十分あるからである。さらに、同号ただし書ハであることは、書記官2名は公務員であり、またその職場内における警備員、職員らは公務員に準じるものであり、情報開示はその職務の合理性、事実関係を確認するものである。したがって、一連の

法5条1号に相当するとして、情報が非開示又は部分開示であることは、東京家裁の業務の正当性をあえて否定するか、少なくとも隠ぺいするものであり、法律の趣旨に反する。

また、「司法行政文書の管理について（通達）」の定め等により、司法行政文書を作成することになっているから、これを開示しないと、合理的に跡付け、又は検証できないので、開示が求められる。

しかも、申出人は、特定月日に開示請求したにもかかわらず、1年以上開示が遅れ、申出人の再審請求等の行為を遅らせることになり、しかも、裁判所長以下、開示手続を遅らせた責任に対する事実関係を確認し、公務員の職責を確認することは極めて合理的である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出文書については、次のとおり整理した。

(1) 特定人が特定日付に特定の裁判所に対してした司法行政文書開示申出がどのように処理されたかが分かる文書及び同処理の運用等が定められた文書

(2) 特定年に特定の裁判所に勤務していた特定の職員についての異動通知類、移動先を示す文書

(3) 特定人が特定日付に特定の裁判所に対してした司法行政文書開示申出において開示を求めた記録等に関する作成、廃棄規定等が定められた文書

2 1の(1)及び(3)の各文書の存否を明らかにすると、特定人が特定日付に特定の裁判所に対して司法行政文書開示申出をした事実の有無が公になる。また、1の(2)の文書の存否を明らかにすると、特定の職員に関する異動の事実の有無が公になる。

これらの情報は、いずれも法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

3 苦情申出人は、これらの情報は法5条1号ただし書ロ及びハに相当する旨主張する。しかし、同情報は、いずれも人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同

号ただし書口に相当しない。

また、1の(1)及び(3)の各申出に係る特定人は、同号ただし書ハに定める公務員等ではないため、同人に係る情報は同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イに相当する事情も認められない。

また、1の(2)の申出について、職員の異動の事実は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イにも相当しない。

- 4 よって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和2年12月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和3年3月19日 | 審議 |
| ④ | 同年5月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1及び3の各文書の開示の申出は、本件開示申出書に特定人作成の特定年月日付け司法行政文書開示申出書を添付した上で、当該開示申出がどのように処理されたかが分かる文書及び同処理の運用等が定められた文書並びに同開示申出において開示を求めた記録等に関する作成及び廃棄に係る規定等が定められた文書の開示を求めるものである。そのため、当該文書の存否を答えることは、特定人が特定年月日付けで東京家庭裁判所に対して司法行政文書開示申出をした事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになると認められる。

本件存否情報1は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、本件存否情報1は、その性格上、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

めに公にすることが必要な情報であるとは認められないから、同号ただし書口に掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書イ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、別紙記載1及び3の各文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 別紙記載2の文書の開示の申出は、特定年頃に東京家庭裁判所に勤務していた特定の職員2名が同裁判所から異動したという事実を前提として、当該職員2名の異動通知類、異動先を示す文書の開示を求めるものである。そのため、当該文書の存否を答えることは、特定の職員に関する異動の事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになると認められる。

本件存否情報2は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、本件存否情報2は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに掲げる情報には相当しない。また、その性格上、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとも認められないから、同号ただし書口に掲げる情報にも相当せず、さらに、特定の職員の異動に関する事実は、職員に分任された職務の遂行に関する情報には当たらないため、同号ただし書ハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、別紙記載2の文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 苦情申出人は、苦情申出人による開示申出に関する開示手続の遅延について主張しているが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。なお、この点について付言すると、当該申出において対象とされた文書の量、種類、内容等にかんがみれば、同申出に対する開示等の判断に一定の期間を要したこ

とはやむを得ない面があったといえ、また、苦情申出人に対しては、取扱要綱記第8の3に定める期間内に開示等の通知をすることができない旨の通知もされていたことにも照らせば、同申出に関する開示手続に期間を要したことにつき、東京家庭裁判所がその職務を怠ったものとは評価できない。

- 4 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 特定月日付け司法行政文書開示請求に対するプロセスを明らかにする文書・記録等の情報（開示・非開示に関する規定，ルールを含む。）

特定月日付け開示請求（【添付文書】（略）参照）が6か月間滞っているの
で，私の要求する文書・記録の開示に対するプロセス（事務処理，開示・非開
示に関する規定，ルールを含む）を明らかにする記録，文書等情報の開示を求
める。

- 2 特定年東京家庭裁判所に勤務していた特定の書記官2名の異動通知類，異動
先を示す文書・記録等情報（特定年月日，両名は以前の所属から異動している
ことを，同僚から確認している。）

- 3 特定月日付け司法行政文書開示請求中の記録等に関する作成，廃棄規定，ル
ール類の文書・記録等情報

少なくとも同日付け開示請求における次の項番の規定，ルール類の記録・文
書等情報を速やかに開示することを求める（早期開示請求事項を【添付文書】

（略）にアンダーラインで示す）：「1. 1（1），（2）（もちろん廃棄規
定を含む）」，「1. 2（1），（3）」及び「1. 3（1）」。